

## 住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 改正の内容

一 住宅金融公庫による貸付けの対象となる耐火建築物等の敷地面積要件を、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第七号に規定する施行再建マンションで住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定める区域内のものにあつては、三百平方メートル以上とすること。

（第四条第一項第二号イ(1)関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

### 第二 施行期日

この政令は、平成十四年十二月十八日から施行するものとする。

政令第 号

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）第十七条第十項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ(1)中「五百平方メートル」の下に「（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第七号に規定する施行再建マンションで住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が主務大臣の承認を得て定める区域内のものにあつては、三百平方メートル）」を加え、同号イ(2)中「住宅金融公庫（以下「公庫」という。）」を「公庫」に改める。

附 則

この政令は、平成十四年十二月十八日から施行する。

## 理由

マンションの建替えの円滑化に資するため、住宅金融公庫による貸付けの対象となる耐火建築物等の敷地面積要件を、一定の区域内の施行再建マンションについて緩和する必要があるからである。

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令案新旧対象条文  
住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十七条第十項の政令で定める耐火建築物等） 第四条 法第十七条第十項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(1) 敷地面積が五百平方メートル（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）<u>第二条第七号に規定する施行再建マンションで住宅金融公庫（以下「公庫」という。）</u>が主務大臣の承認を得て定める区域内のものにあつては、三百平方メートル）以上であること。</p> <p>(2) その敷地内に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第三百三十六条第一項に規定する空地又はこれに準ずるもの</u>として公庫が主務大臣の承認を得て定める空地を有すること。</p> <p>□ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（法第十七条第十項の政令で定める耐火建築物等） 第四条 法第十七条第十項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(1) 敷地面積が五百平方メートル以上であること。</p> <p>(2) その敷地内に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第三百三十六条第一項に規定する空地又はこれに準ずるもの</u>として住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が主務大臣の承認を得て定める空地を有すること。</p> <p>□ 略</p> <p>2・3 略</p>

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十七条 略

279 略

10 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、次に掲げる建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行う。この場合において、第一号から第三号までに掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、建替え（現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金に併せて貸し付けることができる。

一 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する政令で定める耐火建築物等で過半の住宅部分を有するもの

二 四 略

11・12 略

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 六 略

七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 十五 略